

川崎市消費者行政推進委員会苦情処理部会設置要綱

(平成7年6月15日川市消行第132号決裁)

(目的)

第1条 川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例（昭和49年10月8日条例第53号。以下「条例」という。）第23条第6項の規定に基づき、市民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争について、その公正かつ速やかな解決を図りあっせん・調停等を行うため、川崎市消費者行政推進委員会（以下「委員会」という。）の下に苦情処理部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第16条第2項に規定する苦情の処理あっせん、調停等を行うこと。
- (2) 条例第17条に規定する消費者訴訟の援助に関し意見を述べること。
- (3) 消費者行政センターにおける相談事案について意見交換をすること。

(組織)

第3条 部会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 委員会委員
- (2) 学識経験者
- (3) 消費者
- (4) 事業者

3 委員の任期は、委嘱した日から、調査審議が終了した日までとする。ただし、再任を妨げない。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、委員の互選により定める。

2 部会長は、部務を総理し、部会を代表する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を行う。

(報告)

第5条 部会は、審議の経過及び結果について報告書を作成し、委員会に提出するものとする。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、経済労働局において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営その他部会に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成7年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。